

# 地球にやさしい 暮らしをしよう

## ごみは燃やさないで！

処理基準に従って行う廃棄物の焼却や、社会の慣習上やむをえない廃棄物の焼却（農作業で発生した草・籾殻など）以外の廃棄物の焼却は、ダイオキシンが発生するため、県の条例で原則禁止されています。

庭先などで簡易焼却炉などを使って焼却することはできません。また隣近所の迷惑になることもありますので、家庭から出るごみは町のごみ集積所にお出してください。

## ごみを減らす工夫を心がけて！

ダイオキシンを減らすためには、ごみを減らすことが何よりも効果的です。

必要なものを必要なだけ買う、使い捨て商品は買わない、長く大切にものを使う、過剰な包装は控える、レジ袋はもらわないなど、ごみを作らないように心がけましょう。

また、ごみを分別しリサイクルを徹底するなど、私たち一人ひとりが、毎日の生活を見直していくことが大切です。そして、ごみ収集カレンダーに従ってごみを出しましょう。ダイオキシンを減らすためには、皆様のご協力が不可欠です。

## マイバッグで買い物を！

買い物でもらうレジ袋は、一人当たり平均年間約300枚といわれています。レジ袋は貴重な資源である石油から作られています。

限られた資源を大事に使うため、また、ごみ減量化や地球温暖化防止のためにも、不要なものはもらわない（断る）「リフューズ」を進めることが大切です。

買い物には環境にやさしいマイバッグを持参して、なるべくレジ袋をもらわないようにしましょう。

「マイバッグ3つのお買い物マナー」  
 買い物中はマイバッグを折りたたみましょう。  
 商品は備え付けの買い物カゴに入れましょう。  
 マイバッグはレジが済んでから使いましょう。  
 町では、マイバッグ運動を推進していますので、皆様のご協力をお願いします。

環境対策課 2252

# 家屋全棟調査を 実施します



町では今年度、課税の公平を期するため民間委託により建物の現況調査を行います。この調査は、現在課税している建物と現地の照合を行い、滅失漏れや、課税漏れを把握するためのもので、建物の評価額を算定する家屋評価ではありません。

調査の際、建物が多数ある場合など航空写真等で確認できない場合には、現地を確認させていただく場合があります。敷地内に立ち入る際は、お声がけさせていただき、お留守の場合には外観により建物の大きさや構造を確認させていただき、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、調査の結果必要な場合には、平成22年度以降改めて家屋評価をさせていただきます。

委託業者 株式会社パスコ  
 期間 平成22年3月19日まで  
 調査を行う者は町発行の身分証を携帯しています。

## 土地の固定資産税について

土地の住宅用地、非住宅用地、畑、山林、有効雑種地（駐車場等）などの地目については、毎年1月1日の現況により判断し改めています。

例えば、年末に住宅を売却した場合、建替え等で一定の場合を除いて、住宅用地の特

例が適用されなくなり、その場合該当年度の課税は、非住宅用地として課税されるのでご注意ください。

住宅用地の特例とは、小規模住宅用地（200㎡までの部分）については課税標準額を価格の6分の1とし、一般住宅用地（200㎡を超える部分）については課税標準額を価格の3分の1とするものです。税額は、この課税標準額に税率1.4%乗じたものです。

## 家屋評価についてのお願い

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定し

ます。該当するお宅には、税務課職員が事前に日程調整のうえ、調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

また、家屋の全部あるいは一部の取り壊し、または新増築を行ったときは、登記を行った場合を除き、町に連絡をお願いします。

## 1つ注意を！

町職員を装う者がいる可能性もありますのでご注意ください。不審に思われた場合は、税務課までお問い合わせください。

154 税務課固定資産税係 2

＊ 保育所の  
入所申込み（新規）  
を受け付けます ＊

町では、平成22年4月からの入所希望者申請を受け付けます。  
**受付日時** 11月24日(火) 9時～16時  
 26日(木) 13時～16時  
 27日(金) 9時～12時  
**受付場所** 役場3階第3会議室  
 (予備日) 12月5日(土) 9時～12時  
 予備日の受付は中央保育所内で行います。

書の写し（平成21年分）

印鑑

＊ の用紙は福祉課にあります。

＊ については、平成22年2月26日(金)までに提出してください。（期限厳守）

＊ 保育士による、お子様の面接を行いますので、必ずお子様同伴にてお越しください。

入所基準

・ 保護者が日中居宅外で労働することを常態としてしていること

・ 保護者が日中居宅内で家事以外の労働をすることを常態としてしていること

・ 子どもの母親が妊娠中、または、出産後間がないこと

・ 保護者が病気やけが、または心身に障害がある場合

・ 保護者が病人や心身に障害がある親族を常時介護している場合

・ 災害を受けた世帯で保育が

できない場合

注：常態とは、1日4時間以上（昼休みを除く実労働時間）かつ週4日以上保育に欠けること。

＊ 保護者が保育できなくても、家庭に保育できる人がいる場合は、入所の対象になりません。

保育時間

平日 8時30分～16時30分

（時間外保育7時30分～8時30分、16時30分～18時30分）

土曜日 8時30分～12時30分（時間外保育7時30分～8時30分、12時30分～13時）

保育年齢

北・中央保育所は6か月児から、南保育所は8か月児から、それぞれ小学校就学前まで。

保育料

保護者の所得状況や保育年齢により決定。

〒 福祉課児童係内 2160

## 教育委員会委員に

おおつか てつあき  
大塚 哲章氏



教育委員の内田武氏の任期満了に伴い、議会の同意を得て11月1日付で大塚哲章氏（羽貫）が任命されました。

## 「」苦労さまでした

前教育委員会委員 内田 武氏

教育委員の内田武氏が10月31日任期満了により勇退されました。

内田氏は平成9年11月に教育委員に就任し、3期12年教育委員を務められ、平成16年10月からは教育委員長として、町の教育の充実に貢献されました。

## 町民コメント制度

みなさんからの  
意見を  
募集します！



町では、「伊奈町総合振興計画 後期基本計画」の策定にあたり、計画（案）を公表し、皆様からの意見を次のとおり募集します。

11月4日(水)～12月3日(木)まで

で

意見の提出者の範囲

町内在住、在勤、在学の方、町内に事務所または事業所を有する方

公表方法

役場企画課、図書館、ふれあい活動センター（ゆめくる）および県民活動総合センター

出張所での閲覧

町ホームページでもご覧いただけます。

http://www.town.saitama-na.ina.lg.jp

提出方法

計画名、住所、氏名、電話番号を明記し意見を添えて、

役場へ持参または郵便、ファックス、電子メールでお送りください。

いただいた意見に対する町の考え方等については、町ホームページおよび担当課で一括公表します。

提出先

(1)郵便

〒362 8517

伊奈町大字小室9493番

地 伊奈町役場 住民相談室

(2)ファックス

048 721 2136

(3)電子メール

soudan@town.saitama-na.lg.jp

(4)直接持参

役場2階住民相談室

【計画（案）の内容についてのお問合せ先】

企画課政策企画担当内 22

15・2216